

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎












被告 国

準備書面(2)

令和5年12月15日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

原	康	展	
野	澤	雅	宏 
古	瀧	孝	明 
五十	嵐	雅	子 
内	城		良 
川	合	由佳	理 
柴	田	和	宏 
難	波	祥	平 
関		俊	吾 
田	代	伸	一 
鈴	木	くるみ	

被告は、本書面において、被告の令和5年10月23日付け被告準備書面(1)において追って主張するとしていた、請求拡張等申立書の第2の2(5)の「コ」(処遇コ)及び「ス」(処遇ス)記載の処遇等について反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

第1 処遇コ及びスに係る原告の主張には理由がないこと

1 処遇コについて

(1) 事実の経過

ア 原告は、本件センターに入所した令和2年3月5日以降、本件センターの措置・処遇について、自己を正当化し、事実をわい曲、誇張した申出を累行し、職員の揚げ足を取ろうとする動静が認められ、本件センターの規律のかく乱や自身の処遇緩和を画策する傾向が顕著に認められたことから、本件センターは、同年8月24日付けで処遇審査会に付議して、原告を要視察者(好訴性)に指定(乙41、乙42)し、その動静を注視していた。

イ 令和4年2月14日、原告は、本件センター内の工場に就業し、第4区D棟第115室(単独室)に收容されていた。同日、本件センターが、原告から発信の申請があった実母宛ての信書を検査したところ、「懲戒請求」と題する書面が同封されており、その書面には、複数名の職員の名前や特定職員の日常生活に関する情報等が記載されていた。これらの職員の氏名は、本件センターでは一般に開示していないものであり(氏名以外の個人情報も、開示されないものであった。)、本件センターの被收容者において通常は知ることができない情報である。

ウ 矯正施設の職員は、法に基づく刑罰の執行等として被收容者の自由を制限しつつ、改善更生のための適切な処遇の実施を担うという重要な職責を有するところ、そのような職務の性質上、被收容者等から、いわれのない

反感や敵意を抱かれやすい上、暴力団等の反社会的勢力と関係を有する被収容者もいるため、それらの被収容者の関係者からの脅迫や危害を加えられるなどのおそれが常に具体的に存在している。

実際に、被収容者個人や同人が所属する組織等の刑務所組織に敵意をもつ者が、矯正施設の職員本人に対し報復や脅迫を行った事案、自己に対する処遇の緩和を目的として、職員の氏名を知っていることを示しつつ、一定の不利益な対応を示唆するような牽制的な言動をするなどの事案が複数発生しているところである。

矯正施設にあっては、前記の職責を現に担っている各職員の士気を高め、施設全体の高い意識を維持することが、保安事故の防止、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、前記のような言動を加えられる危険性が払拭できない限り、刑務所職員がこのような事態の発生を恐れて萎縮するなどして、被収容者に対する適正な処遇等を行うことができなくなる現実的な蓋然性が存在するため、そのような事態を防止する観点から、一定以上の職位にある者を除き、職員の氏名や住所等は明らかにしていない。

なお、上記のおそれの存在に関して参考となる事案として、証拠保全に関するものであるが、A刑務所を検証場所として実施された診療録等を検証物とする証拠保全の手続において、裁判官がA刑務所の医師及び看護師の各氏名及び印影部分(以下「本件氏名等部分」という。)を含めて全ての提示を命じたことに対し、国は、本件氏名等部分の検証物提示命令の申立ての却下を求めて即時抗告したところ、仙台高等裁判所は、その氏名が公表されれば、当該職員が個人として特定されることとなり、当該職員に対する被収容者から報復等を受けるおそれが高く、また、当該職員が上記のような報復を受ける事態を恐れて萎縮するなどして被収容者に対する適正

な処遇を行うことが困難となるおそれの存在が具体的に認められる。したがって、刑事施設の職員の氏名等を明らかにすることは、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と認められるとし、原命令を取り消し、本件氏名等部分の検証物提出命令申立てを却下している(仙台高裁平成28年4月20日決定(乙43)、最高裁平成28年8月30日第三小法廷決定(乙44)参照)。

エ 上記イ及びウのとおり、原告は、本来知ることのできない職員の氏名等の個人情報について、職員から聞き出す等の不相当な方法で入手した可能性が強く疑われたこと、加えて、原告が、これらの職員の個人情報を記録し、施設外の第三者に発信しようとしたことからすると、原告がこれらの個人情報を利用して、当該第三者等を介して職員個人を攻撃したり、原告自らも、当該職員に対し、個人情報を知っていることを示唆して、心理的な圧力を与えたり、当該職員を籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図ろうとするおそれがあったこと、また、本件センターにおいて、職員の個人情報が更に漏えいする事態を即時に防止し、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するためには、まずもって当該情報の取得者である原告の動静を綿密に視察する必要性があったことから、令和4年2月15日、原告を上記工場に就業させたまま、第4区1階B棟103室(カメラ室)に転室させた(乙45)。

オ 原告が前記イの「懲戒請求」と題する書面に記載された職員以外にも職員の氏名や個人情報等を入手している可能性があったことから、原告を転室させた同日(令和4年2月15日)において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、原告の元々の居室であった第4区D棟第115室において、刑事収容施設法75条1項に基づき、同居室及び原告の保管私物の検査を実施した。

この検査の結果、原告の私物のノートや便箋にも複数名の職員の名前等が記載されている状況が認められた(乙45)。

カ 本件センターでは、原告が上記私物のノート等に複数名の職員の名前等を記載していたことや、前記「懲戒請求」と題する書面の記載内容を踏まえると、原告が、特定の職員と不適切な私語を交わして職員の個人情報等を入手していた可能性が高いこと、このような事態を放置すると、前述のとおり、原告が、入手した職員の個人情報を利用して、当該職員を攻撃することや、当該個人情報を知っていることを示唆して、当該職員に心理的な圧力を与えたり、籠絡するなどして処遇の緩和等を画策するおそれがあったことから、本件センターは、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するため、原告のみならず関係する職員の動静をも含めて事案の全容を解明するための調査が必要であると判断した。

キ そこで、本件センターは、令和4年2月16日、処遇審査会に付議した上、原告を要視察者(好訴性)よりも注意して視察を必要とする要注意者(好訴性)に指定変更した(乙46、乙42)。

ク さらに、原告を従前のおり工場に出場させるなどして不特定多数の職員や他の受刑者と接触する機会があると、原告がどの職員から情報を得ているか等について、原告と関係者による口裏合わせなどの隠ぺい工作が行われ事案解明の障害になるおそれがあったことから、令和4年2月21日、原告に対し、昼夜居室処遇とすることを告知した上で、第4区1階B棟103室(カメラ室)から第3区1階B棟120室(カメラ室)に転室させた(乙47)。

なお、第3区1階B棟120室は、第4区1階B棟103室と同様の措置が施された居室である。

ケ 本件センターは、原告が、今後も刑事施設の規律及び秩序の維持に悪影

響を及ぼすことが懸念されたため、本件センターにおいて原告を引き続き処遇することは不相当であると判断し、令和4年6月8日、原告を長野刑務所へ移送した(乙48)。

(2) カメラ室処遇及び昼夜居室処遇について

ア カメラ室とは、刑事収容施設法79条に定められた保護室等とは異なり、飽くまで通常の収容居室に、刑務官による居室内の検査や刑事施設職員の巡回視察を補完する目的で監視カメラを設置した居室のことであり、例えば、自殺、自傷、損壊行為のおそれのある者など、刑事施設の長が綿密な動静視察を行う必要があると判断した者が収容されている。

刑事施設は、被収容者を安全かつ確実に収容することを目的としており、その目的を達成するために、被収容者による逃亡、施設の損壊、自殺ないし他害行為等を防止する必要があり、かつ、刑事施設の規律及び秩序を維持するために、被収容者には生活全般にわたって各種の遵守事項等の遵守義務が課されていること(刑事収容施設法74条参照)からすると、被収容者の動静は、常に職員による監視の対象とされているのであるから、被収容者が刑務所職員から24時間監視を受けていること自体に違法性はない。また、居室内の監視カメラは、職員による巡回監視を補完するためのものであることからすると、刑事収容施設法は、監視カメラによる監視を許容していると認めることができ、監視カメラで監視することをもって、違法な措置ということとはできない(大阪地裁平成25年6月4日判決(乙49)参照)。

イ また、昼夜居室処遇とは、受刑者を昼夜単独室に収容することであり、法令上、明文の規定はないものの、個々の受刑者の性状、処遇状況、同受刑者と刑事施設職員との関係や、同一集団に属する他の被収容者への影響等を考慮し、個別事情に応じて他の受刑者と異なる処遇をするものである。

この点、刑事収容施設法は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設の被収容者等の人権を尊重しつつこれらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的としており(同法1条)、同法30条は、受刑者の年齢、資質及び環境に応じ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るために受刑者を処遇することを定めている。また、同法86条1項は、矯正処遇は必要に応じ、受刑者を集団に編成して行うこととされているが、受刑者の処遇について、集団処遇を原則とする旨の定めはなく、同法88条並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則48条及び49条は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、区分に応じて、受刑者の生活及び行動に対する制限や居室を指定すること等を定めている。これらの処遇に関する同様の諸規定に照らせば、刑事施設の長は、受刑者の資質、環境に応じ、改善更生の意欲の程度、社会生活に適應する能力の程度等を考慮し、刑事施設の規律及び秩序維持に支障を生じるおそれ等を踏まえ、受刑者について処遇の一態様として昼夜居室処遇を行うことができると解するのが相当であり、当該処遇に当たっては、当該刑事施設の事情に通暁し、直接その衡にあたる刑事施設の長の上記観点を考慮した合理的な裁量に委ねられているというべきである(東京地裁令和5年4月27日判決(乙50)参照)。

(3) 原告の主張及び被告の反論

ア 原告の主張

原告は、令和4年2月15日、本件センターが原告の所持品を理由なく全て取り上げ、数時間にわたり検査してカメラ室に収容し、その後、本件センターが同月21日、原告に対し理由なく昼夜居室処遇を告知し、カメラ室に収容したことが不適切な処遇であり、国賠法上違法である旨を主張するようである(請求拡張等申立書4ページ)。

イ 被告の反論

(7) 所持品検査について

前記(1)のとおり、原告の実母宛ての信書には、複数名の職員の名前や特定職員の日常生活に関する情報等が記載された「懲戒請求」と題する書面が同封されており、原告が、本来入手することのできない職員の個人情報に不相当な方法で入手したこと、当該情報を記録し、施設外の第三者に当該情報を発信しようとしていることからすると、原告には、当該個人情報を利用して、第三者を介して職員個人を攻撃することや、当該職員らに対し、個人情報を知っていることを示唆して、心理的な圧力を与えたり、籠絡したりするなどして、自身の処遇の緩和等を図ろうとするおそれが認められ、刑事施設の規律及び秩序の維持が困難となる具体的な危険性が存在した。

上記の状況から、本件センターでは、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、まずは、当該情報の取得者である原告が他の職員の氏名や個人情報等も入手していないかを調査するために、原告の所持品及び居室を検査する必要があったことから、上記検査は、刑事収容施設法75条1項に基づいた適法な検査であると認められる。

(4) 昼夜居室処遇及びカメラ室処遇について

原告をカメラ室に収容した経緯は、前記(1)で述べたとおりであるところ、今回の個人情報の不相当な漏えいについては、情報の取得者である原告のみならず、これに関係する職員の動静も含めて調査を行い、事案の全容を解明する必要があると認められたことから、その調査の間、原告を他の受刑者と同様に工場に出場させて不特定多数の職員や他の受刑者と接触する機会を与えると、原告がどの職員から情報を得ているか等について、口裏合わせなどの隠ぺい工作が行われ、事案解明の障害と

なるおそれがあった。したがって、原告を昼夜居室処遇とした本件センター長の判断には、裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

加えて、本件では、原告は本件センターの職員から職員の個人情報を取得した疑いが強かったため、単に昼夜居室処遇として他の被収容者との接触を絶つだけでは、同様の行為を防止するために不十分であり、原告の動静を綿密に視察する必要があるため、カメラ室処遇とされたものであり、原告をカメラ室に収容した本件センター長の判断は、刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要であり、かつ、原告の改善・教化を図り、社会への適応性を回復、増進させて社会に更生復帰させるためにも必要な措置であるから、裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

2 処遇スについて

(1) 事実の経過

ア 令和4年4月16日、原告の訴訟代理人弁護士から原告宛ての小包(以下「本件差入物品」という。)が、本件センターに郵送された。

イ 本件センターが後記(3)の法令に基づき本件差入物品の検査を実施したところ、中身は、①「ご連絡」、②「保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)」、③「保有個人情報開示請求について(求補正)」、④「懲罰審査会の開催等に関する通知書」、⑤「閉居罰重罰者の心得(写し)」、⑥「昼夜居室棟における生活の心得(写し)」であった。

このうち、②ないし⑥は、原告が事前に訴訟代理人弁護士宛てに郵送していたものを同弁護士が複写した上で返送したものであり、①は、②ないし⑥の表紙文書であった。本件センターは、本件差入物品が刑事収容施設法33条1項5号に定める「書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画)」のうちの「その他の文書図画」に該当する旨及び刑事施設に受け入

れることに差し支えはなく、被収容者が使用し、又は摂取することができるものである旨を判断した上、令和4年4月21日に本件差入物品を原告に引き渡した(乙51)。なお、本件差入物品には信書に該当するものは含まれていなかった。

ウ 令和4年4月22日、原告の訴訟代理人弁護士が本件センターに対し、原告との面会を申請した上で原告との面会を行った(乙52)。その際、同弁護士から本件センターに対し、面会の内容には原告の処遇に関する件が含まれるとの申出があったため、面会は職員の立会いを付さずに実施された。

(2) 信書について

信書は、特定人から特定人に宛てられた、意思や事実などを伝達するための文書図画であり、被収容者が受ける信書の発信者は、被収容者に意思や事実などを伝達しようとする特定人である(逐条解説641ページ)。

(3) 差入された物品の検査及び引渡しについて

ア 刑事収容施設法は、刑事施設の職員は「被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品」(以下「差入物品」という。)について検査を行うことができる旨規定している(同法44条柱書き及び3号)。本条の検査は、被収容者の私物が刑事施設内に存在するに至ったときに、その金品の性状及び数量を確認する(異物の隠匿の有無の確認も含まれる)とともに、同法45条及び46条に規定するところにより、刑事施設内に受け入れる(存在させ続ける)か否かを判断するために行うことができる(逐条解説161ページ)とされている。また、同法46条1項各号(同6号において準用する同法45条1項各号を含む。)において、差入れとして受け入れられない現金又は物品の範囲が規定されている。

イ 差入物品の引渡しについては、刑事収容施設法は、「第44条第3号に掲げる物品であつて前条第1項各号のいずれにも該当しないもの(被収容者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。)」のうち、「この法律の規定により被収容者が使用し、又は摂取することができるものは、被収容者に引き渡す。」と規定している(同法47条1項柱書き及び2号)。上記アの検査において刑事施設に受け入れることに差し支えない物品であるとの判断がなされ、被収容者が使用し、又は摂取することができるものについては、同法48条1項に規定する保管私物として被収容者に引き渡すものとされている。

(4) 原告の主張及び被告の反論

ア 原告の主張

原告は、令和4年4月16日に原告の訴訟代理人弁護士から原告宛てに届いた信書を理由なく差入物品として処理したこと、同月21日に交付したこと、同月22日に予定し行われた同弁護士との処遇に関する面会に必要な事前準備の時間を十分に与えなかったことが不適切な処遇であり、国賠法上違法である旨を主張するようである(請求拡張等申立書5ページ)。

イ 被告の反論

(7) 国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうところ、上記アの原告の主張は、本件センターの職員が原告との関係でどのような法的義務に違背したのか明らかではなく、その主張に理由はない。

その点をおくとしても、次に述べるとおり、本件の事実関係からすれば、上記アで原告が主張する本件センター職員の行為は、国賠法1条1項にいう違法と評価されるものではない。

(イ) 本件センターの令和4年4月16日当時の被収容者数は1256人であるが、差入物品の一次検査及び回付作業(以下「回付作業」という。)は2、3人の職員で行っていた。

本件差入物品が本件センターに郵送されたのは、令和4年4月16日土曜日であったが、本件センターの執務時間外のために回付作業は同月18日月曜日以降となった。

上記のとおり、回付作業は2、3人の職員で行っていたが、令和4年4月18日月曜日の作業時点においては、前週末に受付した回付未処理分、週休日2日分及び同日分を併せた200件以上の未回付の差入物品があった。このような状況において、担当職員が本件差入物品について回付作業に取りかかったのは同月19日であった。担当職員は、同日、本件差入文書のうちの前記(イ)の①「ご連絡」文書につき、信書に該当するか否かの検査を担当する部署に確認し、翌20日、当該検査担当部署の職員は、信書には該当しない旨の判断をしている。その後、翌21日に本件差入物品は原告の居室があった区に回付された後、原告に引き渡された。

当時、1256人の被収容者を収容する本件センターにおいて、執務外の土曜日及び日曜日に届いたものも含め、順番に検査を実施する必要があったという事情も考慮すれば、殊更、原告への引渡しが遅れた事実は認められない。さらに、同月22日に同弁護士が原告との面会を申請することを本件センターは面会当日まで把握していなかったことからすれば、意図的に原告に対して引渡しを遅らせるなどする事情も存在しない。

(ウ) 本件差入物品は前記(イ)のとおり、原告が事前に訴訟代理人弁護士宛てに郵送していたものが返送されたものであり、刑事収容施設法33

条1項5号の「書籍等」のうちのその他の文書図画に該当し、信書に該当するものは含まれていない。

仮に、原告の主張どおり、本件差入物品が信書に該当するとしても、差入物品の一次検査を担当する部署から信書の検査を担当する部署に回送され、当該検査部署において信書の検査について規定した刑事収容施設法127条に基づく検査が実施された後、原告に交付されることになるから、原告への交付が令和4年4月21日より早まることはない。

また、信書を差入物品として処理されたことが、どのような理由で同弁護士との処遇に関する面会に必要な事前準備の時間を十分に与えなかったことにつながるのか、いかなる法的根拠により国賠法上違法となるのか、同措置によりどのような損害が発生したのか、原告からは具体的な主張がなく、失当である。

第2 結語

以上のとおり、原告の主張は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上